

国民健康保険制度についてのお知らせ

国民皆保険制度

病気やケガをしたときに、医療費などの負担を軽減し、安心して治療が受けられるように、必ずすべての方がいずれかの公的医療保険に加入することになっています。これを国民皆保険制度といいます。

公的医療保険とは、会社などの健康保険（健康保険組合、共済組合など）や市町村の国民健康保険をいいます。生命保険、傷害保険などは公的医療保険ではありません。

したがって、会社などの健康保険に加入していない方は国民健康保険に加入しなければなりません。

蒲郡市にお住まいの外国人の方へ

◎市ホームページに、それぞれの言語で「蒲郡市にお住まいの外国人の方へ 国民健康保険加入のご案内」が掲載されています。

◎"The foreigner's person living in Gamagori-shi Information on National Health Insurance joining" appears on a city home page by the respective languages.

◎在市主页，用各自的语言「为蒲郡市向住所的外国人国民健康保険加入的向导」被刊登

◎在市主页，用各自的语言「为蒲郡市向住所的外国人国民健康保険加入的嚮導」被刊登

◎시 홈페이지에, 각각의 언어로 「가마고오리시(蒲郡市)에 사시는 외국인 분에 국민 건강 보험 가입의 안내」가 게재되고 있습니다.

◎La "guía de la participación del Seguro de Salud Nacional se lleva hacia un extranjero que vive en Gamagoori-shi" por cada idioma por el homepage de la ciudad.

◎"Orientação da participação de Seguro médico Nacional é levada para um estrangeiro que vive em Gamagoori-shi" por cada idioma pelo homepage de cidade.

<http://www.city.gamagori.aichi.jp/fukushi/nenkin/kokuho/17.html>

国民健康保険に加入または脱退するときは届出を

国民健康保険は、会社などの健康保険などとは違い、加入も、脱退も、異動があった日から14日以内に世帯主が届出をしなければなりません。加入の届出が遅れた場合、資格ができた月までさかのぼって国民健康保険税を納めていただきます。また、届出が遅れた間の医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となりますので、ご注意ください。

退職者医療制度

会社を退職した人は、その職場の健康保険の資格を失い、国民健康保険に加入することになります。年金を受けるようになった65歳未満の方とその扶養家族の方で、下記の条件に当てはまる場合は「退職者医療制度」で医療を受けることになり、資格は年金の受給権が発生した日からです。年金証書を受けとった日から14日以内に届出をしてください。退職者医療の保険証(被保険者証の右上に㊟)を交付します。

【対象】 次のすべての条件に当てはまる方とその扶養家族の方

- ・国民健康保険に加入している方。
- ・厚生年金や共済年金などを受けていて、加入期間が20年以上または40歳から10年以上ある方。

こんなときは14日以内に届出を

	こんなときは	持参するもの
加 入 保 に	他市区町村から転入	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめた	印鑑、職場の健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳
脱 退 保 を	他市区町村へ転出	印鑑、該当する方の保険証 (世帯主の転出・死亡の場合は全員の保険証)
	職場の健康保険に加入	印鑑、国保の保険証、職場の保険証
そ の 他	市内で住所が変わった	印鑑、全員の保険証
	世帯が分かれたり、一緒になった	
	世帯主が変わった	
	保険証の内容を訂正する	印鑑、保険証、在学証明書
	修学などのため他市へ転出	
	保険証を紛失した	印鑑、身分を証明するもの(運転免許証など)
退職者医療制度に入る	印鑑、保険証、年金証書	
退職者医療制度をやめる	印鑑、退職者保険証	